新型コロナウイルス感染症にかかる埼玉県の協力要請を 踏まえた本市の対応について

■概要

令和3年7月16日に埼玉県の新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、知事が 定める「まん延防止等重点措置」を講じるべき区域(以下「措置区域」という。)に、本 市を含む18市町が追加されるとともに、「埼玉県における まん延防止等重点措置等 に 基づく協力要請について」(以下「県協力要請」という。)が示された。

そこで、市では、県協力要請を踏まえ、市有施設の取扱いについて、下記のとおり対応することとした。

記

○市有施設の取扱いについて

期間:令和3年7月20日(火)から同年8月22日(日)まで

午後8時以降及び午後8時をまたぐ貸出時間区分については、既に施設予定の予約が 行われている場合などを除き、施設の貸出等は行わない。

上記のほか、原則、「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請について」の県有施設の取扱いに準じて対応するものとする。

また、学校体育施設開放事業についても、同様の取扱いとする。

なお、市主催イベント等の取扱いについては、変更はなし。

《市主催イベント等の取扱い》

期間:令和3年7月12日(火)から同年8月22日(日)まで 原則として、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。